

夢を実現する第一歩のために・・・

ミツヒロニュース

創業50年

2011年7月号

弊社は、今年3月に創業50周年の節目を迎えることができました。これもひとえに、お客様をはじめ、皆様のご支援の賜と深く感謝申し上げます。

1961(昭和36)年、広島市中区本川町にて、先代の光廣文雄が、光廣税務会計事務所を開設しました。

1966(昭和41)年に、現在の中区寺町に事務所移転、(有)光廣企業経営センターを開設し、税理士業務に加え、経営相談や記帳業務を開始しました。まだ、パソコンが普及していない時代でしたから、伝票起票や元帳記帳、試算表作成は、そろばんを使い手書きで作成、決算書はタイプ打ち、といった時代でした。

その後、(株)オフィスミツヒロに組織変更し、1996(平成8)年に、光廣昌史が代表取締役役に就任。税務・会計のプロとして、「お客様の夢を実現」を基本理念に、あらゆるニーズに即応できるよう体制を整えて参りました。これからも28名の社員と共に、一層、皆様のお役に立てるよう努力して参ります。

今後とも、ご愛顧のほど、宜しく願い申し上げます。

今月のトピックス

- 自然災害や天変地異、不測の事態に活かす知恵
巨大地震対策チェックフォーム
- 計画停電
太陽光発電を考えては
- 創業50年のあゆみ
- あとがき
日本の夜明けは・・・

自然災害や天変地異、不測の事態に活かす知恵

弊社では、毎年7月に「経営者実践セミナー」を開催しています。講師に、情報アナリスト鈴木三雄氏を迎えて長年に渡りお話し頂いていますが、一貫して「天変地異が起こる可能性が極めて高いので、非常時に対応できるように備えてください」と警鐘を鳴らし続けて来られました。

今回の大地震をうけ、鈴木氏がこれまで分析してこられた結果をまとめると、『日本列島、世界中にさらなる巨大地震、津波、洪水、火山噴火、竜巻などの超天災が発生する』可能性が高いようです。

今年も7月7日(木)に経営者実践セミナーを開催しますが、これに先駆けて鈴木氏がこれまで調査されたことの一部と、不測の事態に備えて普段から取り組める対策についてご紹介します。

《経営者実践セミナー・開催概要》

テーマ：『2011年 後半をどう乗り越える』
～自然災害や天変地異、不測の事態に活かす知恵～
日 時：2011年7月7日(木) 13:00～17:00
会 場：ANAクラウンプラザホテル広島 4階 カメリア
参加費：5,000円

○全国から動物異常現象が、続々と報告されてきました

- * 神奈川県小田原市の相模湾で、クジラの仲間のコマッコウが打ち上げられた
- * 高知県安芸郡安田町不動の海岸に、ザトウクジラが打ち上げられた
- * 兵庫県神戸市中央区の神戸港に、イルカが1頭見つかった
- * 神奈川県三浦市三崎町城ヶ島の岩清水「水っ垂れ」が止まった
- * 温泉に異変
新潟県(観音寺) 福井県(九頭龍) 山形県(柳川、天童)
岐阜県(割石) 徳島県(松尾川) 香川県(美霞洞) (次ページへ続く)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to: info@office-m.co.jp

◎東日本大地震以後、富士山、箱根山など13の活火山が活発化したと気象庁は発表しました

*九州・阿蘇中岳第一火口で土砂噴出が始まった

*北海道・硫黄山の噴火状況

*世界中で地震、地盤沈下、竜巻が発生

巨大地震対策チェックフォーム

地震、津波、台風など天災は思わぬときにやってきます。災害をなくすことはできませんが、被害を少しでも減らすために、私たち一人ひとりが日頃から具体的な行動（事前の備え）に着手することが重要です。まず、普段できることから取り組んでみましょう。

巨大地震対策として、以下の各項目について、○×でチェックしてみてください。

(注)基本的に1週間は助けがないことを想定して作っています。

●は特に重要で、かつすぐに対応できる項目です

(1)家庭内で用意しておくもの

○ミネラルウォーター1家4人で30本(断水の復旧に最低20~30日)

○水用ポリバケツ2~3個(給水車からの水を確保する)

○風呂に常に水を張っておく(飲料用以外の水を確保する)

○冷蔵不要の食糧(最低1週間分は用意する)

○火を使わずに食べられるもの(どのくらいあるかがポイント)

○携帯用カセットコンロ(ガス栓がストップした時のために)

○レトルト食品(子どもの好物、汚い水でも温められる)

○トイレトーパー(1週間分)

○強力・防水テープ(水まわりの応急処置のため)

○現金50~200万円(または郵便貯金)

●ラジオ付き懐中電灯(乾電池の定期的交換、太陽電池は不可)

●携帯ラジオ(FM・AMが受信可能)地震時に安否の確認が可

○ローソク20本程度(なるべく太いものを用意)

○登山用ランプ(ローソクより長持ち)

●バッテリー付き無線機・携帯電話(電話不通時の連絡手段):連絡は一度遠方を経由してする
例)東京→北海道→大阪

○非常食(賞味期限の定期点検、乾パンよりチョコレート)

●現金5万円(千円札で用意):持ち運び用

○携帯用簡易トイレ(冷静な判断力を失わないために)

(2)家庭内・会社内で予防しておくこと

○高いところに物を置かない

○ガラスの開き戸がある家具には揺れで開かないように鍵をつける

○常時使わないものは大きな箱に収納する

○ガラスに飛散防止フィルムが貼ってあるか(太さが50ミクロン以上のもの、テープならポリエステルか布製のもの)

●本棚などは壁に固定する

●大切な機材はキャスター付きの台に乗せる

○大切な印鑑などは1つの袋にまとめる(すぐ持ち出せるように)

○年配者、子どもが隠れられるように家具のないスペースを作る

(3)車で外出時に積み込みができれば良いもの

- ロープ(20~30m:高速道路から緊急避難用)
- 水の入ったボトル・毛布(家屋が倒壊した場合に備えて)
- 簡単な調理器具(家屋が倒壊した場合に備えて)
- 液状化マップ
- ボール

(4)ケガをしないために

- スリッパ・運動靴(ガラスなどの破片を踏んでも大丈夫)
- 軍手・革手袋(ガラスなどの破片を触っても大丈夫)
- 表面の頑丈な安全靴(靴の裏はゴムではなく革のもの:ガラス・落下物・熱から足を守る)
- 木綿生地の長袖シャツ(化学繊維は熱に弱く肌に焼け付く)

(5)緊急避難・リスク管理体制

- 家族共通の避難場所(外出時で連絡が取れない場合、1日の決まった時刻に集合する)
- 家族共通の連絡場所(遠方の親戚の家など)
- 安否の確認方法を決めておく(車で安否の確認に出かけないこと)
- 社員全員の安否の確認方法(電話又はメールなど)
- 最悪の事態を想定しているか?
- 指令センターの場所は?
- 代替オフィスは?
- 緊急対策チームのメンバーは?
- 情報収集はできているか?
- 「どうするか」ではなく「ABCのどの方法か?」で決定できるようになっているか?

(6)救急箱セット

- 包帯(太くて長いもの)
- 消毒液(切り傷、すり傷、打撲用)

(7)知っておくべきこと

- 木造家屋で一番安全なのはトイレ(狭い空間に4本の柱があり崩れにくい)
- トイレの水は十分に使用が可能(洗浄剤を混入しない・コップを置いておく・レトルト食品を温めるのにも使用可)
- 夜の地震ではすぐに電気が消える(暗闇は精神を不安定にする)
- 自宅・勤務先付近の液状化マップ(避難するコースにも影響する)
- 電話は停電時に使えるか(多機能電話の大部分は使用不可:非常用に安価な旧型電話を用意)
- グレーの公衆電話の位置を確認する**
 - ・使えなくなる順序 : 赤→青→黄→緑→グレー
 - ・ピンクは商店所有の電話で公衆電話ではない
 - ・停電時にはカード・100円玉は使用不可
 - ・10円玉を用意すること

計画停電 太陽光発電を考えると

◆太陽光発電の促進

東日本大震災での原子力発電所の事故により、今後も深刻な電力不足が見込まれています。このような現状で、国が導入の加速を進めているのが住宅用の太陽光発電の設備です。しかし、設備の購入にはコストが高く、これに補助金制度を設けて導入の促進を図っているわけです。

平成23年については国からの補助金が4.8万円/kw。予算としては349億円が見込まれています。国以外からも都道府県・市区町村のそれぞれが補助金をだしており、併用が可能です。ただし、自治体によって補助金の有無、申込枠や締切日などさまざまなので購入の際は確認が必要です。

◆売電の税務上の取り扱い

太陽光発電は、電気の余剰分を電力会社買い取って貰う(売電)ことも可能です。

この場合、自宅に設置したときは、雑所得に係る収入となります。一方賃貸不動産のある人が賃貸不動産に設置したときは、不動産所得に係る収入となります。

設置した太陽光発電の補助金は所得税法42条1項により、収入金額に算入しないこととされる一方、取得金額から控除します。その控除後の価額をもとに減価償却費を必要経費として計上しますが、自宅の場合は減価償却費を自家消費分と売電分とに按分する必要があります。

◆メリットは？

収入から経費を差し引き赤字となった際、自宅の場合は、他に雑所得がないときは損益通算にできませんが、公的年金など他の雑所得がある人の場合は雑所得内で損益通算ができます。

一方、賃貸不動産の場合は、当然家賃収入の必要経費となります。

また、事業所得や不動産所得があり消費税の課税事業者である場合は、売電収入は課税売上ですが、設備代は課税仕入れとなり控除できます。

参考文献

経営者実践セミナー資料/「これから生き抜く力」鈴木三雄
ゆりかご倶楽部トピックス(2011年5月10日掲載分)



松原照子さんのブログ「幸福への近道」に「親」について記載がありました。「親って時に有り難く、時にはうとうとしく自分の心根を映し出す相手になっっている気がします。その親が亡くなって「逢いたい」と仏壇に話し掛けても、何も言ってくれません。」親は、色々な話しを聞いてくれ、答えてくれる存在だと恐ろしく思います。人生の先輩として大切にしたいですね。 光廣 昌史

あとがき

和田です。今やっているドラマ「JIN-仁-」を毎週楽しく見えています。現代から幕末へと飛ばされた医師「南方 仁」が、幕末で出会った人たちの生と死を通して、命の尊さやはかなさ、生きることを意味を考え、迷いながらも医師として、人として成長していく姿は見てとても勇気づけられます。そのドラマには坂本龍馬を始めとする幕末の志士たちもたくさん出てきます。彼らは、方法論や手段は違うものの、自分なりの信念を持ち行動しています。それを見ていつも思うのは、現在の政治家の不甲斐なさです。信念も覚悟もなく、日本の将来のヴィジョンも描けない政治家が今の日本を動かしている、動かすどころか停滞させている現状をととてももどかしく感じています。日本の夜明けはまだまだ遠そうです。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

